

令和4年度 第2回

士別市国民健康保険運営協議会

(書面会議)



日 時 令和4年5月23日(月)

士別市国民健康保険

令和4年度 第2回士別市国民健康保険運営協議会
(書面会議)

1. 議 題

(1) 諮問第1号

士別市国民健康保険税条例の一部改正(案)について
【継続審議】

(2) 諮問第2号

令和4年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号)(案)について
【継続審議】

(3) その他

答申書(案)について

士別市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

1. 国民健康保険税賦課限度額の改正

〈改正理由〉

地方税法施行令の改正に伴い、医療給付費分及び後期高齢者支援金分の賦課限度額を引き上げる。

〈改正内容〉

区 分	改正前	改正後
医療給付費分	63万円	<u>65万円</u>
後期高齢者支援金分	19万円	<u>20万円</u>
介護納付金分	17万円	17万円
合 計	99万円	<u>102万円</u>

2. 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯等に係る国保税の減免に関する改正

〈改正理由〉

減免措置に対する国の財政支援の適用期間が延長になったことに伴い、令和4年度においても引き続き減免制度を実施するための改正

〈改正内容〉

区 分	改正前	改正後
減免適用期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている国保税	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されている国保税

〈減免要件〉

新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者の事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のうち、いずれかの収入が、令和3年分と令和4年分見込みを比較し3割以上減少していること。

3. 国民健康保険税率の改定

〈改正理由〉

令和12年度からの北海道内統一保険料率の実施を見据え、北海道が示す標準保険税率及び賦課割合に近づけるための改定を行うとともに、令和3年度の決算状況、基金の保有状況等を踏まえ、次のとおり改定する。

〈改正内容〉

(1) 医療給付費分

区 分	現 行	改定案	影 響
所得割	8.40%	<u>8.27%</u>	▲ 0.13%
均等割（1人当）	28,000円	<u>27,000円</u>	▲ 1,000円
平等割（1世帯当）	28,000円	<u>27,000円</u>	▲ 1,000円

(2) 後期高齢者支援金分

区 分	現 行	改定案	差 引
所得割	2.80%	<u>2.58%</u>	▲ 0.22%
均等割（1人当）	9,000円	<u>8,000円</u>	▲ 1,000円
平等割（1世帯当）	7,000円	<u>8,000円</u>	1,000円

(3) 介護納付金分

区 分	現 行	改定案	差 引
所得割	2.20%	<u>1.97%</u>	▲ 0.23%
均等割（1人当）	10,000円	<u>8,000円</u>	▲ 2,000円
平等割（1世帯当）	5,000円	<u>7,000円</u>	2,000円

(4) 税率合計

〈介護納付金分あり〉

区 分	現 行	改定案	差 引
所得割	13.40%	12.82%	▲ 0.58%
均等割（1人当）	47,000円	43,000円	▲ 4,000円
平等割（1世帯当）	40,000円	42,000円	2,000円

〈介護納付金分なし〉

区 分	現 行	改定案	差 引
所得割	11.20%	10.85%	▲ 0.35%
均等割（1人当）	37,000円	35,000円	▲ 2,000円
平等割（1世帯当）	35,000円	35,000円	0円

令和4年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）

令和4年第2回定例会に次のとおり提案する。

1. 補正の概要（歳出）

(1) 国民健康保険事業費納付金額の確定に伴う補正
 〈補正額〉

▲1,021万3,000円

〈積算根拠〉

区分	R4当初予算①	R4確定額②	増減②-①
医療分	467,374千円	459,278千円	▲8,096千円
後期分	135,987千円	134,351千円	▲1,636千円
介護分	52,215千円	51,734千円	▲481千円
合計	655,576千円	645,363千円	▲10,213千円

(2) 普通交付金の精算に伴う返還金

概算額で交付された、令和4年2月診療分の普通交付金について、確定の結果、413万7,121円過大交付となったことから、返還金として計上する。

〈補正額〉

413万8,000円

〈積算根拠〉

区分	概算交付額①	確定額②	差額①-②
令和4年2月診療分の交付金額	90,669,131円	86,532,010円	4,137,121円

2. 補正の概要（歳入）

(1) 新型コロナの影響による国保税減免に関する財源措置

令和4年度減免見込額のうち、国の財源措置額（減免総額の4割）を特別交付金に計上する。

〈補正額〉

76万円

〈積算根拠〉

区分	減免件数	減免総額	内 訳		
			医療	後期	介護
R4減免見込額		1,900,000円	1,250,000円	400,000円	250,000円
財源 交付金（4割）	10	760,000円	500,000円	160,000円	100,000円
基金（6割）		1,140,000円	750,000円	240,000円	150,000円

(2) 未就学児均等割軽減に関する財源措置

国保税のうち、医療給付費分及び後期高齢者支援金分における未就学児の均等割については5割軽減となる。軽減による減収分の公費による財源措置額を一般会計繰入金に計上する。(国1/2、道1/4、市1/4)

〈補正額〉

101万7,000円

〈積算根拠〉

区分	未就学児の人数	軽減額
医療分	67人	769,000円
後期分	67人	248,000円
計		1,017,000円

(3) 普通交付金の精算に伴う返還にかかる繰越金

〈補正額〉

413万8,000円

〈積算根拠〉

令和3年度普通交付金の返還金財源を計上(令和3年度予算からの繰越金)

(4) 税率改定に伴う国保税及び基金繰入額の補正

〈補正額〉

国保税 ▲2,862万4,000円

基金 1,663万4,000円

答 申 書 (案)

令和 4 (2022)年 5 月 24 日

士別市長 渡 辺 英 次 様

士別市国民健康保険運営協議会
会長 佐々木 幸 二

士別市国民健康保険税条例の一部改正及び令和 4 年度士別市 国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号) について (答申)

令和 4 年 5 月 24 日、本協議会に意見を求められた標記のことについて、諮問理由及び税率等改定の基本的考え方に基づき審議を行い、その結果について下記のとおり答申いたします。

記

1. 税率等改定の考え方について

平成 30 年度から始まった国民健康保険の制度改正により、北海道が算定する「事業費納付金」の支払いが可能な税率を確保できる税率の設定が必要となることから、令和 12 年度からの統一保険料に向けては、毎年度、北海道が示す「標準保険税率」を参考に設定することが望ましい。

また、令和 3 年度決算見込みにおいては、5,000 万円を超える決算剰余金が生じ、国民健康保険支払準備基金の保有残高は 4 億円を超える見込みであり、将来の基金残高を見据えながら基金の活用も図る中で、できる限り標準保険税率に準じた税率の設定を考慮すべきである。

2. 審議経過について

令和 4 年度国民健康保険税率の改正については、令和 12 年度からの北海道内統一保険料率の実施を見据え、北海道が示す標準保険料率及び賦課割合に準じた改定と先行きが見えない新型コロナウイルス感染症の影響から、被保険者数の動向や税収などの見込みと実績に乖離が発生しやすい状況を勘案しつつ、令和 3 年度決算見込みや支払準備基金の保有状況を踏まえて、慎重に審議した。

3. 答申内容について

賦課限度額の改正については、地方税法施行令の改正に則った速やかな対応が適当と判断した。

税率改正においては、コロナ禍における不透明な情勢は見受けられるものの、当面の本市国保財政の見通しや国保支払準備基金の保有状況を踏まえると、被保険者の応能・応益割合を考慮しつつ、北海道が示す「標準保険税率」に近づけた税率の改定が適当と判断した。

令和4年度士別市国民健康保険税の税率等については、次のとおりとする。

(1) 国民健康保険税賦課限度額の改正について

地方税法施行令の改正に則り、医療給付費分については、63万円から65万円に、後期高齢者支援金分については、19万円から20万円にそれぞれ引き上げ、介護納付金分については据え置くこととする。

区 分	改正前	改正後
医療給付費分	63万円	<u>65万円</u>
後期高齢者支援金分	19万円	<u>20万円</u>
介護納付金分	17万円	17万円

(2) 国民健康保険税率の改定について

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3区分ともに、必要税額及び標準保険税率を参考に検討した結果、次のとおり、所得割、均等割、平等割について改定をすることが適当である。

区分		現行	改定案	影響額
医療分	所得割	8.40%	<u>8.27%</u>	▲ 0.13%
	均等割 (1人当)	28,000円	<u>27,000円</u>	▲ 1,000円
	平等割 (1世帯当)	28,000円	<u>27,000円</u>	▲ 1,000円
後期分	所得割	2.80%	<u>2.58%</u>	▲ 0.22%
	均等割 (1人当)	9,000円	<u>8,000円</u>	▲ 1,000円
	平等割 (1世帯当)	7,000円	<u>8,000円</u>	1,000円
介護分	所得割	2.20%	<u>1.97%</u>	▲ 0.23%
	均等割 (1人当)	10,000円	<u>8,000円</u>	▲ 2,000円
	平等割 (1世帯当)	5,000円	<u>7,000円</u>	2,000円

4. 士別市国民健康保険事業の運営について

本協議会において、税率等改定を含め安定した国保財政の運営を図るため次のような意見が付された。

- (1) 持続可能な安定した国保財政運営のため、被保険者の状況等を見据えた上で、実態に即した国民健康保険税の見直しは必要であるが、令和6年度の「北海道国民健康保険運営方針」の見直しの間までについては、統一保険料率に向けた諸課題を踏まえ、国保支払準備基金の活用等を含めて、負担増とならない税率の設定に努めていくこと。
- (2) 被保険者の高齢化や医療の高度化などにより一人当たりの医療費は増加傾向にあることから、「事業費納付金」においても一人当たりの負担増が見込まれるところであり、医療費抑制のため特定健診や生活習慣病の重症化予防など保健事業を積極的に推進し、被保険者の健康増進に努められたい。
- (3) 被保険者に対し、税率等改定の内容について丁寧な周知を行うこと。

以上